

相談室

# ヨルド jord

## 【実施事業】

- ☆特定相談支援事業
- ☆障害児相談支援事業
- ☆一般相談支援事業

## 【相談窓口開設時間】

★月曜日～金曜日

10:00～19:00

※開設時間以外の緊急時等は、24時間対応となります。

※祝日、年末年始はお休みとなります

## 【相談形態】

☆来所・訪問・電話での相談ができます。

☆ご相談にかかる費用は無料です。

☆相談内容等の秘密は厳守します。  
お気軽にご相談ください！

☆まずはお電話でご相談ください！

## 【職員】

- ◆室長 〈社会福祉士〉
- ◆相談員 〈精神保健福祉士〉

\*地図\*



北海道中央バス（麻 15.16）

花川南 3-5 下車 徒歩 10分

北海道中央バス（麻 07.08.17）

花川南 1-6 下車 徒歩 5分

指定相談支援事業者 **相談室ヨルド**

〒061-3204

北海道石狩市花川南 4条 5丁目 2 1 番地

（平日 10:00 ~ 19:00 まで）

TEL/FAX 0133-74-9399

e-mail: [jord@tanpoponohara.jp](mailto:jord@tanpoponohara.jp)

URL: <http://www.tanpoponohara.jp>

そうだんしつ  
相談室

# ヨルド

ヨルドは、暮らしの中の「困りごと」「悩みごと」「知りたいこと」を相談し、解決に向けて“一緒に”考えていくための場所です。



※ヨルドは、ノルウェー語で“大地”“土壌”を意味する言葉です。大地のような身近な安心を目指しています。

## 相談室ヨルドとは

石狩市から「相談支援機能強化事業」の委託とサービス等利用計画を作成するための指定を受けた相談支援事業所です。

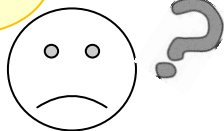
身体・知的・精神・発達障がいのある方、またはその家族が抱える様々な困りごとや不安、問題などに対して必要な情報提供やアドバイスを行うところです。また、障がいの有無にかかわらず、学校に行けない、外出ができず家にひきこもっている、人間関係に自信がもてない、気分が落ち込むなど、様々な相談もお受けしています。

相談された方がその人らしく生きていけるよう、解決に向かって“一緒に”問題を整理し、考えていきます。



## こんな事で困っていませんか？

- 働きたい、自立した生活がしたい。
- この先どう生活していけばいいのか不安
- 福祉サービスを利用したい
- 福祉の制度やサービスの利用方法がわからない
- 障がいをもつ我が子の将来が心配
- まわりのこどもたちとなんとなく違うような気がする
- 仲間や話相手が欲しい
- 外出が出来ない
- 学校に行けない
- など



## 福祉サービスの利用計画作成の依頼をお受けします

福祉サービスを利用する時に、「サービス等利用計画」という書類を市町村に提出します。地域で生活していくときに必要となるさまざまなサービス等を上手に利用し、生活の質を向上させるために作成する書類です。相談員が、皆さんのお話をよくお聞きし、「サービス等利用計画」を作成します。

## 福祉サービスを利用する時の流れ

- ① **申請**～サービス利用を希望する方が市町村の福祉の窓口で申請を行います。  
もちろん、先に相談支援事業所に相談することもできます。
- ② **契約**～サービス利用を希望する方は、サービス等利用計画を作成できる相談支援事業所と契約します。  
※この計画は事業所を使わずご自分でたてる事も出来ます。
- ③ **計画案作成**～相談支援事業所とともに、「サービス等利用計画案」を作成します。
- ④ **支給決定**～市町村は、計画案をもとにサービスの支給決定をし、サービス受給者証を発行します。
- ⑤ **計画決定**～支給決定された内容をもとに、「サービス等利用計画」を決定。
- ⑥ **サービス利用開始**～事業所と契約し、サービスが開始されます。

